

令和4年3月6日

保護者の皆様

県立元石川高等学校長

令和4年3月7日以降の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

本県は、令和4年3月7日から令和4年3月21日まで、引き続き、新型インフルエンザ特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域として、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は依然として高止まりしており、病床利用率も厳しい状況が続いていることから、学校においても、強い緊張感を持って、生徒の安全・安心と学びの保障の両立に取り組むことが必要とされています。

このことを受け、3月4日付教育長通知により、生徒の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和4年3月7日以降の教育活動等について、2月10日付県通知により引き続き対応することになりました。（裏面 2/10 県通知抜粋を参照）

このことに伴い、本校においては、**引き続き朝のSHRは9時5分、授業開始は9時20分とし（これまでどおり）、40分授業**を行いながら一層の感染拡大防止に努めていきます。生徒の皆さんには、学校の内外にかかわらずマスクの着用、手洗い、昼食時に会話を慎む等の食事場面での感染防止対策の徹底等をお願いしてきましたが、家庭内感染が最も多い感染経路であることを踏まえ、保護者の皆様におかれましても引き続き御指導及び御協力をお願いいたします。

なお、何か不安なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。今後変更する場合は、改めてお知らせします。

- ◎登校時間 9：05
- ◎授業開始 9：20 **40分授業**
- ◎部活動
 - ・自校生徒のみ校内での活動
 - ・練習試合・合同練習なし
 - ・平日放課後のみ90分程度
 - ・週4日上限
 - ※大会参加等については検討

朝のHR	9:05 - 9:20
1校時	9:20 - 10:00
2校時	10:10 - 10:50
3校時	11:00 - 11:40
昼休み	11:40 - 12:25
4校時	12:25 - 13:05
5校時	13:15 - 13:55
6校時	14:05 - 14:45
SHR・清掃	14:45 -

問合せ先
副校長 山田
電話 (045)902-2692 (代表)

(2/10 県通知抜粋)

《まん延防止等重点措置期間における教育活動等》

当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

ア基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の生徒の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、生徒の学びの保障に万全を期す。(令和4年2月7日付け保体第2884号保健体育課長、特別支援教育課長通知「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」により、令和4年2月8日適用)
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

ウ部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
 - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
 - ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
 - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿(県内及び校内合宿を含む)及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

エ学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

②卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒1人につき保護者1人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)